

がいようばん
概要版

かわにし
川西市

(仮称)

わがもの こども・若者 参加条例

あん
(案)
ようこう
要綱

わがもの
すべてのこども・若者があらゆる場で
あんしん い けん ひょうめい
安心して意見を表明することができ、
とう さん か き かい ほ しょう
まちづくり等に参加する機会が保障される
まちをめざします

かわにし
川西市 こども未来部 こども政策課

かしよう かわにしし わかものさんかじょうれい (仮称)川西市こども・若者参加条例をつくります (1条、3条)

かわにしし わかもの いけんひょうめい さんか きかい まも
川西市では、こども・若者の意見表明や参加の機会を守っていくためのルール(条例)づくり
すす つぎ きほんてき かんが かた たいせつ
を進めています。このルールでは、次の4つを基本的な考え方とし、大切にします。

じょうれい たいせつ きほんてき かんが かた きほんりねん だい じょう 条例で大切にする基本的な考え方(基本理念・第3条)

こどもの権利条約 「4つの原則」

さべつ 差別の
きんし 禁止

せいめい 生命、生存
およ はったつ 及び発達に
たい けんり 対する権利

こどもの
いcken そんちょう 意見の尊重

こどもの
さいぜん りえき 最善の利益*

- 思想、人種、国籍、障がいの有無、性、家庭環境など、どんな理由においても差別されず、その基本的人権が守られること。
- 虐待や体罰、いじめなどの暴力から守られ、年齢や成長に応じて、安全に安心して生活できることが守られること。また、学校で勉強をしたり、スポーツをしたり、ゆっくり休んだり、遊んだりするなど、さまざまな活動に参加する機会が守られ、心も身体も健やかに成長することが守られること。
- 自分に関わることについて自由に意見を表明する機会が確保され、その意見はこども・若者の最善の利益となるように大切にされること。
- こども・若者に関することが決められ、行われるときは、こども・若者の立場から、こども・若者の現在及び将来における最善の利益が優先されること。

こどもの権利条約ってなに?

こどもの権利条約とは、世界的な約束ごととして子どもの権利に関することが定められたものであり、日本も1994年にこの条約を結びました。令和5年に施行されたこども基本法もこの条約の考えにもとづいたものです。子どもの権利条約の定めるさまざまな権利に共通する大切な考え方は、「4つの原則」とよばれており、次のように整理されます。

● 生命、生存及び発達に対する権利

● こどもの最善の利益*

● こどもの意見の尊重

● 差別の禁止

かしよう かわにしし わかものさんかじょうれい あん こ けんりじょうやく
(仮称)川西市こども・若者参加条例(案)は、子どもの権利条約とこども
きほんほう さだ きほんりねん げんそく かん
基本法などにもとづき定められ、基本理念についても、この4つの原則と関
れんづ 連付いています。



*こどもの最善の利益：こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

ことば　いみ　ていぎ 言葉の意味（定義）（2条）

こども・若者参加条例では、こどもや若者など、それぞれの言葉を次のような意味で使用しています。

こども：18歳未満の人^{※1}

若者：18歳から29歳までの人^{※2}

※1、2…それぞれに該当する年齢と等しく権利を認める必要がある人も含む

意見：言葉又は表情や身振りなど言語によらない方法により表現されたもの



参加：自分に関係するすべてのことについて、その内容を十分に知る機会があり、意見表明などの活動に主体的に関わること

声を聴かれにくい状況にあるこども・若者：

年齢、心と身体の成長状況、生活環境、社会環境などの理由により、自分の思っていることや考え方を表明することが困難なこども・若者

こども・若者による意見表明の条例検討部会

この条例をつくるにあたり、当事者であるこども・若者のみなさんの考え方や想いを条例に反映するために、「こども・若者による意見表明の条例検討部会」を立ち上げ、意見表明についてのワークショップなどを実施しました。

次のページに記載しているこども・若者たちのメッセージは、参加されたみなさんからの考え方や想いが込められたものであり、条例の前文に構成させています。



←市HPはこちらから

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kosodate/1000597/1019475.html>



こども・若者たちのメッセージは次のページへ！



わがもの こども・若者たちからのメッセージ

わたしたちこども・わか者は、一人ひとりがさまざまなこせいやのう力を持つ今を生きているそんざいであり、みらいへの大きなかのうせいをひめています。

わたしたちこども・わか者は、どのような理由があってもさべつされず、まわりのおとなからのあいじょうや思いやりの中で安心して毎日をくらすことができ、ゆめやきぼうを持ってせい長し、一人ひとりが思えがく幸せをかなえることができるけんりを生まれながらに持っています。

また、みんなそれぞれ自分の意見や考え方を持ち、それを自由に表明するけんりを持っています。

わたしたちこども・わか者が自分の意見や考え方を表明するときは、次の6つの気持ちを大切にしてほしいです。

こども・わか者が自分の意見や考え方を表明するときに大切にしてほしいこと

- きんちょうするときもあります。意見や考え方をきくときには、やさしくあたたかい目で見て、うなずいたり相づちを打ったりしてほしいです。おこったりせず、親身になって、真けんにきいて、こたえてほしいです。
- まちがえることもあります。話をと中でさえぎらずに、さい後までしっかりときいてほしいです。ちがう意見や考え方でも、頭ごなしにひ定しないでほしいです。
- つたえた意見や考え方をむやみに他の人に言ったりしないでほしいです。ひみつにしてほしいうつたえたことを他の人に言うときには、きよかをとってほしいです。
- 少数はの意見や考え方に対しても耳をかたむけ、そん重し、受け止めてほしいです。
- つたえた意見や考えは大事にあつかってほしいです。そして、つたえた意見や考えがどうなったのかを教えてほしいです。
- 安心して意見や考え方をつたえることができるふんいきやかんきょうをつくってほしいです。

わたしたちこども・わか者は、心とからだのじょうたいや育ってきたかんきょう、今おかれているじょうきょうなどにより、自分の意見や考え方をうまくつたえることができないときがあります。そんなときは急かさないで、ゆっくりと耳をかたむけ、よりそってください。

わたしたちこども・わか者が自分の意見や考え方をつたえることは、ときにはゆう気がいりますが、自分のためやだれかのために意見や考え方をつたえていきます。

わたしたちこども・わか者は、たがいの意見や考え方をそん重し、わたしたちこども・わか者にとってもっともよいことをおとなといっしょに考えていきます。



こども・若者たちからのメッセージをしっかりと受け止めて

川西市は、おとの考え方や意見だけで、こども・若者に関することを決めるのではなく、こども・若者一人ひとりが主体として、自分のことについて考え方、意見を表明し、対話しながらともに決定することがこども・若者の幸せを実現するという視点に立ち、「こども・若者が幸せになるまちづくり」を進めます。



また、すべてのこども・若者が、社会の一員として、家庭や学校、地域などの場で、自分に関わるあらゆることに気持ちや願い、意見を安心して、表明することができ、その意見が尊重され、こども・若者にとって最善の利益が図られるまちの実現をめざします。

わかものさんかじょうれい ほしょう こども・若者参加条例で保障していくこと（4条、5条）

じょうれい つぎ ないよう ほしょう
この条例で、次の内容が保障されるよう取り組んでいきます。



わかもの い けん ひょうめい い けん こども・若者の意見表明権

- 自分の意見や考え方を自由に表明することができ、意見をまわりの人々に聴いてもらい、その意見は大切にされる権利があります。



どうすればできる
ようになるのかな?
市役所に相談して
みよう！！

こうえん
〇〇公園で
あそ
ボール遊びがしたい！



- 意見を表明するために必要な情報を受ける権利があります。

アンケートが配られたけど、
テーマ自体あまり知らない。
わかりやすく教えてほしい。



なぜこんな
ルールになって
いるんだろう？



- 自分の意見を無理に言わされることはなく、意見を表明したことで何か悪いことが起きてはなりません。



みんなの前で気持ちを
無理やり言わされた。
言いたくなかったのに。

ないしょ
内緒にしてって
言ったのに、
言いふらされた。



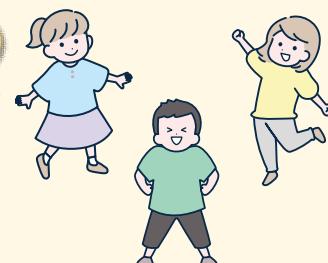
わかもの さんか こども・若者の参加

- まちづくりやいろいろな社会の活動に対して、自分の意見や考え方を表明するなど、主体的に活動に参加することができます。

市の会議に出て
意見が言いたい！



まつ
ちいき
地域のお祭りに
企画から
参加したい！



どんなときでもこども・若者の権利が守られるまちに（6条～11条）

川西市は、育ち学ぶ施設、保護者、団体、市民等と協力し、こども・若者の意見表明の機会やまちづくり等に参加する機会を保障する取り組みを進めていきます。



【それぞれの役割】

川西市

こども・若者の意見表明の機会やまちづくり等に参加する機会を保障するため、関係機関等と連携し、必要な取り組みを行います。

育ち学ぶ施設

(プレイルーム、保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援、学校、

留守家庭児童育成クラブ、放課後等デイサービスなど)

こども・若者の意見表明の機会やまちづくり等に参加する機会の重要性等について理解し、その機会を大切にして業務にあたります。川西市、保護者、団体及び市民等と協力し、こども・若者に意見表明の機会やまちづくり等に参加する機会の重要性を理解できるように導き、こども・若者のまちづくり等への参加を支援します。

保護者

(こども・若者を現に養育する親、その他親に代わり養育するもの)

こども・若者の意見表明の機会やまちづくり等に参加する機会の重要性等について理解し、こども・若者の年齢や成長等の状況に応じて、意見表明・参加の機会を保障するよう努めます。また、川西市や育ち学ぶ施設、団体、市民等は、その役割を果たすことが難しい保護者へのサポートを行います。

団体

(自治会、コミュニティ組織、NPO法人、ボランティア活動グループなど)

こども・若者が関わる活動や事業を行うときは、意見表明・参加の機会を保障するよう努めます。

市民等

(川西市に住んでいる人、川西市に勤務又は在学する人、川西市内の会社（団体を除く）など)

家庭、地域、職場等において、こども・若者の年齢、成長等の状況に応じて、意見表明・参加の機会を保障するよう努めます。

かわにしし おもとく 川西市の主な取り組み (12条～20条)

かわにしし わかもの かんとく かんがえ おこな わかもの
川西市がこどもや若者に関する取り組みを考えたり、行ったりするときに、こどもや若者の
いき はんえい とく 意見をしっかり聞いて反映できるように取り組んでいきます。

じょうほう つた わかりやすく情報を伝えます

わかもの いき ひょうめい
こどもや若者が意見を表明するために
ひつよう じょうほう つた
必要な情報を、わかりやすく伝えます。



いき まどぐち し 意見を聞く窓口をお知らせします

わかもの いき つた まどぐち
こどもや若者がいつでも意見を伝えられる窓口
ようい じょうほう し
を用意して、その情報をみんなに知らせます。

あんしん いき ひょうめい かんきょう 安心して意見を表明できる環境をつくります

わかもの あんしん いき ひょうめい
こどもや若者が安心して意見を表明できる
ばしょ ふんいき
ような場所や雰囲気をつくります。



いき せつきよくでき き 意見を積極的に聴きます



がっこう わかもの つか しせつ
学校、こどもや若者が使う施設などを
おどす せつきよくでき いき き
訪れるなどして、積極的に意見を聴くよう
にします。

いき はばひろ き 意見を幅広く聴きます

こえ き じょうきょう わかもの
声を聽かれにくい状況にあるこども・若者な
ひと いき ひと
ど、いろんな人の意見を聞くようにします。
わかもの じぶん いき い
こども・若者が自分の意見をうまく言えないと
しんらい か いき つた
きは、信頼できるおとなに代わりに意見を伝えて
もらうなど、必要なサポートをします。



意見の反映に努めます



き 聴いた意見は、こどもや若者にとって最も良いことを考えて、まちづくりに取り入れるようにします。

意見の反映状況を説明します



こどもや若者の意見がどのようにまちづくりに活かされたのかを、わかりやすく説明します。

○ その他の取り組み

市の会議などへの
参加機会を確保します

公募等により市の会議へ
こども若者委員を選びます

川西市は、意見表明をサポートする
人材を育成します

川西市、育ち学ぶ施設は、
意見表明・参加の機会の重要性
について周知・啓発します

川西市 こども未来部 こども政策課

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12-1

TEL : 072-740-1246 FAX : 072-740-1339

Mail : kawa0215@city.kawanishi.lg.jp